

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	052-768-5801	担当者	細川 みどり	9時～18時まで ※電話にて24時間対応
------	--------------	-----	--------	----------------------

2. 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 シエル
所在地	〒465-0033 名古屋市名東区明が丘124-2 amiami annexビル 4階C号
介護保険事業所指定番号	愛知県 第2371503083号
サービス提供実施地域	名古屋市全域／日進市／長久手市等 左記以外は要相談

(2) 事業所の職員体制

管理者・主任 介護支援専門員（常勤）	1名
介護支援専門員（常勤）	1名

(3) 営業日および時間

営業日 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝祭日及び、12月31日～1月3日は休業）

営業時間 午前9時～午後6時まで

※休日または営業時間外でも電話により24時間対応可能な体制です。

3. 居宅介護支援の内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後、居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更のための上記(2)～(5)の実施をします。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、服薬状況、その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

・介護支援専門員は利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

・お客様やご家族の方がどのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご希望をお伺いします。
 居宅サービス計画書に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、その事業所を位置づけた理由を求めることが可能です。そして、前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下『訪問介護等』という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数占める割合、前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明いたします。（別紙）

(9) サービスの提供の記録

- ・事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- ・利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- ・利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- ・利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

※但し保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からのサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日住所地の市区町村窓口提供しますと、厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護並びに居宅支援サービス計画費の額の戻しを受けられます。

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

居宅介護支援費		要介護1.2	1,086単位/月
		要介護3.4.5	1,411単位/月
加 算 費 用	初回加算	300単位	対象月のみ
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位	対象月のみ
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	対象月のみ
	退院・退所加算	面談のみカンファレンス参加なし 1回450単位 2回600単位	
		カンファレンス参加あり 1回600単位 2回750単位 3回900単位	
	通院時情報連携加算	50単位	月1回上限 ※通院時の乗降介助は行いません。
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	対象月のみ・月に2回まで算定可能
	ターミナルケアマネジメント加算	400単位	対象月のみ

※すべての告示上の単位数に単価11.05円（3級地の30%）を乗じます。（名古屋市は3級地 です。）

(2) 交通費

前記の2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費が必要で、その詳細は下記の通りです。

移動手段	交通費
①公共交通機関	実費
②車	1キロあたり16円（通常の実施地域を超えた地点から）

(3) 解約料

解約料に関しての料金は一切かかりません。

5. サービス内容に関する苦情

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

居宅介護支援事業所シエル 担当 細川 みどり 電話 052-768-5801

別に下記の当事業所以外の、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

窓 口	担 当	住 所	電 話
名古屋市役所	介護保険指導係	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	052-959-3087
愛知県国民健康保険団体連合会	介護福祉室 苦情調査係	名古屋市東区泉一丁目6番5号	052-971-4165
名東区役所	福祉課介護保険係	名古屋市名東区上社2丁目50	052-778-3007
中区役所	福祉課介護保険係	名古屋市中区栄四丁目1番8号	052-265-2324
中川区役所	福祉課介護保険係	名古屋市中川区高畑1丁目223	052-363-4327

※その他 各区役所 福祉課介護保険係

6. 秘密の保持

- ①当事業所は、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密を厳守いたします。
- ②当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密が漏れる事のないよう、管理を徹底いたします。
- ③当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

7. 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。又、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社シルバーライフライン・営利法人	設立	平成23年7月
代表者役職・氏名	代表取締役 村田貴彦		
法令順守責任者氏名	取締役社長 高橋謙治		
本社所在地・電話番号	愛知県名古屋市中川区伏屋2丁目411番地	・	052-309-4139
事業内容	居宅介護支援事業 通所介護事業 介護予防通所介護事業 地方自治体から介護保険者認定調査の委託		

9. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止の委員会の設置。定期的に関催しその結果に従業員へ周知徹底を図る
- (3) 虐待の防止のための指針を整備
- (4) 虐待を発見した場合は、関係機関へ速やかに連絡し、虐待の早期発見に努めるものとする
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

説明日 年 月 日